割当量口座簿の運営等に関する省令を廃止する省令

割当量口座簿の運営等に関する省令（平成十九年経済産業省環境省令第一号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされた同法第二条の規定による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「旧法」という。）第九章の規定により算定割当量の管理（旧法第四十三条第一項に規定する算定割当量の管理をいう。）を行っている口座名義人（旧法第四十五条第二項に規定する口座名義人をいう。）に係る旧法第四十五条第三項の規定により当該口座名義人の管理口座に記録されている算定割当量（旧法第二条第七項に規定する算定割当量をいう。）については、この省令による廃止前の割当量口座簿の運営等に関する省令の規定は、なおその効力を有する。

○国土交通省令第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）を実施するため、開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令

開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表（第三条関係）

占用物件	占用料					
	単位	所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一種電柱	一本につき一年	三、二〇〇	九四〇	六七〇	五七〇	五三〇
第二種電柱		三、三〇〇	一、〇〇〇	七一〇	六〇〇	五五〇
第三種電柱		四、五〇〇	二、〇〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇
第一種電話柱		一、九〇〇	八四〇	六〇〇	五一〇	四七〇
第二種電話柱		三、一〇〇	一、三〇〇	九二〇	八一〇	七五〇
第三種電話柱		四、三〇〇	一、八〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇
その他の柱類		一、九〇	八四	六〇	五一	四七
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	一九	八	六	五	五
地下に設ける電線その他の線類		三一	五一	四一	三	三一

改正前

別表（第三条関係）

占用物件	占用料					
	単位	所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一種電柱	一本につき一年	一、九〇〇	八〇〇	五七〇	四八〇	四三〇
第二種電柱		二、九〇〇	一、三〇〇	八七〇	七三〇	六七〇
第三種電柱		三、九〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	九九〇	九〇〇
第一種電話柱		一、七〇〇	七一〇	五一〇	四三〇	三九〇
第二種電話柱		三、二〇〇	一、一〇〇	八一〇	六八〇	六二〇
第三種電話柱		三、七〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	九四〇	八五〇
その他の柱類		一七〇	七二	五二	四三	三九
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	一七	七一	五一	四一	四一
地下に設ける電線その他の線類		二〇	四一	三一	三	二一